

国は、平成 31 年 3 月 6 日、民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成 25 年法律第 67 号。以下「民活空港運営法」という。）第 5 条第 2 項及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）第 5 条の規定により、広島空港特定運営事業（以下「特定事業」という。）に関する実施方針を公表しました。

なお、実施方針において、特定事業である空港運営事業を実施するにあたっては、広島空港におけるターミナルビル等に係る非航空系事業（以下「ビル施設等事業」という。）を一体的に実施することとし、これらをあわせて広島空港特定運営事業等（以下「本事業」という。）としています。

今般、民活空港運営法第 5 条第 1 項により読み替えて適用する PFI 法第 7 条の規定に基づき、特定事業を選定したので、PFI 法第 11 条第 1 項の規定により客観的評価の結果をここに公表します。

令和元年 6 月 26 日

国土交通大臣 石井 啓一

広島空港特定運営事業等

特定事業の選定について

1. 事業概要

(1) 事業名称

広島空港特定運営事業等

(2) 事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

① 名称

広島空港

② 種類

空港

(3) 公共施設等の管理者等

国土交通大臣 石井 啓一

(4) 事業内容

募集要項等に定める手続で選定された優先交渉権者の設立した SPC は、国管理空港運営権者（民活空港運営法第 4 条第 2 項。以下「運営権者」という。）として公共施設等運営権（PFI 法第 2 条第 7 項。以下「運営権」という。）の設定を受け、広島空港特定運営事業等実施契約（以下「実施契約」という。）を締結し、以下の業務を実施する。

①施設概要

A) 対象施設

イ) 空港基本施設（滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン等）

ロ) 空港航空保安施設（航空灯火施設）

ハ) 道路

ニ) 空港用地

ホ) 上記各施設に附帯する施設（土木施設、建築物（消防車車庫を含む。）、機械施設、電気施設（電源局舎を含む。）等）

B) なお、本事業の実施にあたっては、次に掲げる施設を対象とするビル施設

等事業を一体的に実施するものとする。

- イ) 旅客ビル施設（航空旅客取扱施設、事務所及び店舗並びにこれらの施設に類する施設及び休憩施設、送迎施設、見学施設等）
- ロ) 貨物ビル施設（航空貨物取扱施設等）
- ハ) 駐車場施設（空港用地内に存するもの）
- ニ) A)-イ)からホ)及びB)-イ)からハ)以外に運営権者又は運営権者子会社等が所有する施設（ホテル施設等）
- ホ) 県営駐車場施設

②実施事業・業務

特定事業である空港運営事業の範囲は以下のA)からD)に掲げるものとする。なお、本事業の実施にあたっては、E)に掲げるビル施設等事業を一体的に実施するものとする。

- A) 空港運営等事業（民活空港運営法第2条第5項第1号）
- B) 空港航空保安施設運営等事業（民活空港運営法第2条第5項第2号）
- C) 環境対策事業（民活空港運営法第2条第5項第3号及び第4号）
- D) その他附帯する事業（民活空港運営法第2条第5項第5号）
- E) ビル施設等事業

(5) 事業方式

SPCは、国から運営権設定対象施設について運営権の設定を受けて、運営権者となる。運営権者は、国との間で実施契約を締結し、空港運営事業が開始される日（以下、「空港運営事業開始日」という。）までに業務の引継ぎを完了させ、空港運営事業の実施に必要となる動産を譲り受けるなど実施契約に定める条件を充足し、空港運営事業を開始する。また、実施契約を締結した運営権者は、ビル施設事業者株式をその株主から取得するとともに駐車場施設等事業者から広島空港用地内における駐車場施設の運営等事業（以下「駐車場施設等事業」という。）の譲渡を受けるなど実施契約に定める条件を充足し、ビル施設等事業を開始しなければならない。

空港運営事業の終了日において運営権は消滅し、国又は国の指定する第三者は、運営権者及び運営権者子会社等が所有する資産のうち必要と認めたものを時価にて買い取ることができる。

以上の事業方式により実施する。

(6) 事業期間

A) 本事業の事業期間

本事業の事業期間は、空港運営事業を実施する期間（以下「空港運営事業期

間」という。)及びこれに先行してビル施設等事業を実施する期間(以下「ビル施設等事業期間」という。)から構成される。

空港運営事業期間は、空港運営事業開始日から、運営権設定日の30年後の応当日の前日(1.-(6)-B)の規定により空港運営事業期間が延長された場合は当該延長後の終了日。以下「空港運営事業終了日」という。)までをいう。

ビル施設等事業期間は、ビル施設事業が開始された日又は駐車場施設等事業が開始された日のいずれか早く到来する日から、空港運営事業終了日までをいう。

B) 空港運営事業の期間延長

実施契約に定める事由が生じた場合、運営権者は、空港運営事業期間の延長を申し出ることができる。このとき、国が各事由において運営権者に生じた損害又は増加費用等を回収する必要があると認めた場合には、国と運営権者が協議により1.-(6)-C)の規定の範囲内で両者が合意した期間だけ、空港運営事業期間を延長することができる(以下、かかる期間延長を「合意延長」という。)。なお、合意延長の実施は1回に限るものではない。

C) 運営権の存続期間

運営権の存続期間は、運営権設定日から30年後の応当日の前日までとする。

なお、運営権の存続期間は、1.-(6)-B)に定める空港運営事業期間の延長があった場合を含め、運営権設定日の35年後の応当日の前日を超えることはできない(その旨公共施設等運営権登録簿にも記載する。)

運営権の存続期間は空港運営事業終了日をもって終了し、運営権は同日をもって消滅する。

(7) 利用料金の收受

運営権者は、①民活空港運営法第2条第5項第1号に規定する着陸料等(空港法第13条第1項)及び民活空港運営法第2条第5項第2号に規定する空港航空保安施設の使用料金並びに空港法第16条第1項に規定する旅客取扱施設利用料については、各法律の規定に従い、必要な認可、届出等を行い、②駐車場施設の利用料金及び航空運送事業者、ビル施設テナント等からの施設利用に関する料金については、関連法令に基づく手続に従い、③その他本事業に係る料金については、法令等上、料金を收受し、その収入とすることが禁止されていないことを確認した上で、自ら又はビル施設事業者をしてそれぞれ自由に利用料金を設定、收受し、その収入とすることができる。

(8) 費用の負担

運営権者は、実施契約に特段の定めがある場合を除き、本事業の実施に要す

るすべての費用を負担するものとする。

(9) 施設の立地及び規模に関する事項

航空法第 55 条の 2 第 3 項において準用する同法第 46 条に基づき告示された空港用地の所在地等は、以下のとおりである。

- ・所在地： 広島県三原市本郷町
- ・本事業の対象となる敷地面積：約 198ha

2. PFI 事業として実施することの定量的評価

運営権者は、本事業において、その自主性と創意工夫が発揮されるように、着陸料等その他利用料金の設定及び収受が原則として自由とされていることに鑑み、本事業に係るリスク（空港需要の変動リスクを含む。）は、実施契約等に特段の定めのない限り、運営権者が負うとしていること、また、募集要項等の公表後に競争的対話を通じた実施契約、要求水準等の調整を行うことが予定されているとともに、地域との共生に関する事業・業務及び空港の利用促進に関する事業・業務に関しては、優先交渉権者の提案内容を踏まえて、実施契約及び要求水準に運営権者の実施義務を定めるとしていることから、特定事業に係る VFM の定量的評価に必要な事業内容の詳細が定まっていなため、現時点での定量的評価は困難であることを踏まえ、本事業に係る定量的評価は優先交渉権者選定時に行うこととする。

3. PFI 事業として実施することの定性的評価

PFI 事業として特定事業を実施する場合、以下に示す定性的効果が期待される。

① 民間の資金及び経営能力の活用による一体的・機動的な経営の実現

現在の広島空港は、①国が所有する空港基本施設等、②ビル施設事業者が所有する航空旅客取扱施設及び航空貨物取扱施設並びにこれらに附帯する利便施設、③駐車場施設等事業者が所有する駐車場施設が、それぞれ分離して運営されている。

PFI 事業として、運営権者に空港施設の運営等を実施させるとともに、本事業を通じて上記の全施設が運営権者に集約して運営されることで、空港全体としての一体的・機動的な経営の実現が期待できる。

② 空港利用者等に対する良質なサービスの提供

PFI 事業として、国のモニタリングによって公共性・安全性を確保しつつ、運営権者が有する専門的な知識や技術を最大限に活用することにより、地域の玄関口である空港としてふさわしい利便性・快適性を有した航空輸送サービスの提供と、利用者負担の低減を実現することが期待できる。

③ 効率的な事業運営の実現

PFI 事業として、競争性・透明性の高い運営権者選定を行うことにより、良質なサービスをより効率的に提供することのできる運営権者を選定することが期待できる。また、実施契約に基づいて官民が適切にリスク分担を図ることにより、効率的な事業運営が期待できる。

④ 長期・継続的な事業運営の実現

PFI 事業として、実施契約に基づき、30 年間（最長で 35 年間）の長期・継続的な事業運営を認めることにより、安定的かつ戦略的な空港経営が可能となり、空港利用者等のニーズの変化に応じた柔軟なサービスの提供が期待できる。

4. PFI 事業として実施することの総合的評価

特定事業を PFI 事業として実施することにより、本事業全体を通じて運営権者の資金、創意工夫及びノウハウを一括して活用することが可能となり、定性的評価に提示した様々な効果が期待できる。

以上より、PFI 事業として実施することが適当であると認められるため、ここに民活空港運営法第 5 条第 1 項により読み替えて適用する PFI 法第 7 条に基づき特定事業を選定する。